



2026年4月30日

各位

会社名 日本航空株式会社
代表者 代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子
(コード：9201 東証プライム市場)
問合せ先 財務部長 高橋 麻起
(TEL 03-5460-3121 (代表))

第1回社債型種類株式の発行決議並びに 資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

日本航空株式会社(以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、第1回社債型種類株式(以下「本社債型種類株式」といいます。)を発行すること(以下「本募集」といいます。)を決議(以下「発行決議」といいます。)しましたので、下記のとおりお知らせします。

また、当社は本取締役会において、本募集による本社債型種類株式の発行に係る払込期日(以下に定義します。)を効力発生日として、本社債型種類株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議しましたので、併せてお知らせします。

【本資金調達等の背景と目的】

当社グループは、2026年度からの新たな成長戦略である「JAL グループ経営ビジョン 2035」を策定し、事業ポートフォリオの変革を推し進め、社会価値創出と着実な成長の実現に向けて取り組んでいます。コロナ禍前においては、事業全体の EBIT(注1)に対するフルサービスキャリア(FSC)の EBIT が約 70%を占めておりましたが、その後 LCC、マイル/金融・コマース、その他の領域の拡充・収益基盤の更なる強化を図ることで、足元では 66%程度の水準となっております。今後、さらに変革を進めることで、各事業がよりバランス良く当社グループの収益に貢献する事業構造への転換を図ってまいります。当社グループは、実現したい理想の未来社会として「Sustainable Well-being Future」(心はずむつながりが社会全体に広がるサステナブルでウェルビーイングな未来)を描き、当社グループだからこそ提供できる価値をお届けしてまいります。

企業価値向上の実現を目指し、「JAL グループ経営ビジョン 2035」においては、外部環境の変化に強く、社会価値創出と着実な成長を実現する事業ポートフォリオへ変革していくために、国際路線事業及びマイル・ライフ事業等に投資していく方針です。国際路線事業では、2025年度末現在で 88機保有する国際線機数を拡充しつつ、フルサービスキャリアにおける機材の大型化や LCC の規模拡大を通じた旅客輸送容量の拡大、貨物機ネットワークの拡充等により、ASK(Available Seat Kilometer)(注2)を 2025年度の約 650億席キロから着実に拡大し、今後の成長を加速してまいります。マイル・ライフ事業では、強みである JAL カードの成長と、マイル・ポイント交換の提携先拡大というこれまでの成長ドライバーに加え、グローバルにおける提携先の拡大と積極的な事業投資により、非航空領域におけるマイル発行数の飛躍的な拡大と事業の成長を図ります。非航空領域におけるマイル発行収入は、2019年度実績の約 700億円から 2025年度には約 1,100億円程度に拡大しており、2035年度に向けて更なる飛躍的成長を追求します。さらに「特典航空券への交換が可能」というマイルの魅力をもさらに高める特典の拡充にも事業投資を通じて取り組み、また、企業価値向上の実現に向け、M&A や他社との事業提携による事業拡大も選択肢のひとつとして積極的に検討してまいります。

財務戦略では、「強固な財務体質」と「高い資本効率」の両立を目指して戦略的に経営資源を配分していきます。2035年度に向けて成長を加速するため、国際線やマイル・ライフ事業等の成長領

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

域へ経営資源を重点的に配分していく方針であり、今後も重点領域に投資を継続・拡大する中で、財務健全性の確保・向上が重要な課題と考えております。

このような背景のもと、既存の当社普通株主の皆さまに希薄化を生じさせない形で成長資金を調達するとともに、自己資本の拡充を実現しつつ、資本効率の追求を企図し、今般、本社債型種類株式の発行を決定いたしました。

- (注) 1. 「EBIT」とは、当期利益から法人所得税費用、利息及びその他の財務収益・費用を除いた「財務・法人所得税前利益」をいいます。
2. 「ASK (Available Seat Kilometer)」とは、旅客輸送容量の単位をいい、総座席数×輸送距離 (ASKの単位：席キロ) で算出します。

(本社債型種類株式の商品性)

本社債型種類株式は、普通株主の皆さまに与える希薄化等の影響を抑えながら、個人投資家を含めた幅広い投資家の皆さまに投資可能な商品とすることを企図しており、その商品性は以下のとおりです。

① 主な特徴：普通株主への配慮

本社債型種類株式は、普通株主の皆さまへの配慮として、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない、議決権の希薄化が生じないといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

- ・普通株式の議決権に希薄化が生じない (社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がない)
- ・普通株式に係る ROE 等の主要な財務指標の算出に際して生じる影響は限定的である (注) 1
- ・発行時に定める優先配当金以上の配当が行われない (非参加型)
- ・本社債型種類株式の資本コストは発行時に定める配当年率相当分であるため、発行から概ね5年間の資本コストは普通株式より低いことが想定される (注) 2

- (注) 1. 普通株式に係る ROE 等を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分 (種類株式払込金額及び優先配当金) を控除して計算することを想定した場合となります。
2. 固定配当年率に係る仮条件の範囲内で発行が実現した場合となります。

② 主な商品性

本社債型種類株式は、主に以下のような特徴を有する設計としております。

主な特徴

優先配当金	発行から概ね5年間は固定配当 (注)、その後は変動配当 普通株式に優先、非参加型、累積型
当社による取得条項	発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能
議決権	なし
普通株式への転換権	なし

- (注) 2032年3月31日までの期間における配当年率は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、固定配当年率に係る仮条件 (年3.80%以上年4.50%以下) を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で条件決定日 (以下に定義します。) に決定されます。なお、当該仮条件は、当社が受領した本社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書、他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等並びに当社が2025年4月16日に発行した第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

社債（清算型倒産手続時劣後特約付）及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）の市場価格等並びに当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定しています。

③ 長期保有特典

「幅広い個人投資家の皆さまに、より長く、より多くの社債型種類株式を保有いただき、株主として当社グループをお支えいただきたい」といった考えから、本社債型種類株式に係る長期保有特典をご用意しています。当該長期保有特典では、発行後の初年度末（2027年3月末）に社債型種類株式を保有する株主（個人株主様限定）を対象に、計3回（1年後、2年後、金銭対価による取得時）の基準日（（注）1）まで継続保有した社債型種類株式の数に応じて、Life Status ポイント（LSP）を積算いたします。なお、当該長期保有特典の内容及び対象（（注）2、3）を含む詳細につきましては、各引受証券会社より交付される目論見書をご確認ください。

- （注）
1. 本社債型種類株式の株主名簿に記載又は記録されている日付であり、本社債型種類株式を取得した日等とは異なります。
 2. LSPの積算には、本社債型種類株式の保有後、株主様に所定の手続の下で「株主さま専用サイト」にご登録いただき、JALマイレージバンク（JMB）お得意様番号を期日までにご登録いただく必要がございます。
 3. LSP数に応じたStarグレード特典やサービスを利用される場合、所定のJALカードの保有等、対象条件を満たす必要がございます。

また、当社は、本募集を踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、本募集による本社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えることを決議しました。

なお、当社は本日付で「第1回社債型種類株式に関する説明資料」及び「第1回社債型種類株式に関するQ&A」を公表していますので、併せてご参照ください。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

I. 公募による第1回社債型種類株式の発行について

- | | | |
|-----|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. | 募集株式の種類及び数 | 日本航空株式会社第1回社債型種類株式（以下「第1回社債型種類株式」という。）20,000,000株 |
| 2. | 発行価格（募集価格）の総額 | 200,000,000,000円（1株につき10,000円） |
| 3. | 払込金額 | 1株につき9,750円 |
| 4. | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額
97,500,000,000円（1株につき4,875円）
増加する資本準備金の額
97,500,000,000円（1株につき4,875円） |
| 5. | 募集方法 | 国内における一般募集（以下「一般募集」という。）とし、野村證券株式会社、大和証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。 |
| 6. | 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| 7. | 申込期間 | 条件決定日の翌営業日から払込期日の前営業日までとする。 |
| 8. | 払込期日 | 2026年6月3日（水）から2026年6月5日（金）までの間のいずれかの日。ただし、条件決定日が2026年5月19日（火）の場合は2026年6月3日（水）、2026年5月20日（水）の場合は2026年6月4日（木）、2026年5月21日（木）の場合は2026年6月5日（金）とする。 |
| 9. | 申込株数単位 | 100株 |
| 10. | 優先配当金 | (1) 優先配当金
当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」という。）又は第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、次号に定める配当年率（10%を上限とする。以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。また、2027年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株につき、(i) 第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額の2分の1の額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）に、(ii) 第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当年 |

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

率を乗じて算出した額に、払込期日（同日を含む。）から次項に定める期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）を加えたものとする。）（以下「第1回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に定める第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 配当年率

- (i) 2032年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年（未定。ただし、年3.80%以上年4.50%以下を仮条件とし、条件決定日に決定する。）%（以下「固定配当年率」という。）
- (ii) 2032年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日（以下「年率基準日」という。）における1年国債金利（以下に定義する。）に（未定。ただし、固定配当年率の決定時に適用される残存期間5年程度の10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）への上乗せ幅に、追加で5.00%を加えた値とし、条件決定日に決定する。）%を加えた率

(注) 配当年率は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、上記の固定配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で2026年5月19日（火）から2026年5月21日（木）までのいずれかの日（以下「条件決定日」という。）に決定される。なお、当該仮条件は、当社が受領した第1回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書、他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等並びに当社が2025年4月16日に発行した第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債（清算型倒産手続時劣後特約付）の市場価格等並びに当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等を総合的に踏まえて決定した。

当社はその本店において、2032年4月1日以降に終了する各事業年度の開始日から5営業日以内（当該事業年度の開始日を含む。）に、上記(ii)により決定された配当年率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、又は休日とすることが認められた日以外の日

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

をいう。

「1年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日（以下に定義する。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいう。）に表示される1年国債金利をいう。

ある事業年度に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー（当社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいう。）に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債（以下に定義する。）の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」という。）の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。）とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。）とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利（ただし、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利）を当該事業年度に適用される1年国債金利とする。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第1回社債型

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足事業年度ごとに、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記第12項第（1）号に定める残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号（i）又は（ii）に掲げる年率で1年を365日（当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日）として行う日割計算により算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）を加算して行う。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第（1）号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

（4） 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

1 1. 優先期中配当金

当社は、9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（ただし、2027年3月31日に終了する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額に、払込期日（同日を含む。）から期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の日数を365で除した数を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。））（以下「第1回社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

1 2. 残余財産の分配

（1） 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額（以下に定義する。）の合計額を加えた

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

額（以下「基準価額」という。）の金銭を支払う。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日（2027年3月31日に終了する事業年度については、払込期日）（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた額を365（当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とする。ただし、2027年3月31日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2027年3月31日（同日を含む。）までの期間の日数）で除して算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回社債型種類株主等に対して第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年10月1日から第1回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が9月30日時点で公表済みの額）を控除した額とする。

(2) 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

1.3. 優先順位

当社の第1回社債型種類株式乃至第6回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

1.4. 議決権

第1回社債型種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

1.5. 種類株主総会の決議

(1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第1回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議又は取締役会の決議に加え、第1回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第1回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

(a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

(b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

- 1 6. 取得条項（会社による金銭対価の取得）
- (1) 金銭対価の取得条項
- 当社は、払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日が到来し、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得すると引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。ただし、当社は、(i) 取得日又は振替取得日（以下に定義する。）のいずれかと決済日（以下に定義する。）が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また(ii) 4月1日から6月30日までのいずれかの日を取得日又は振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができる。
- なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記第12項第(1)号に定める「分配日」を「振替取得日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。
- 「振替取得日」とは、本項に規定する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいう。
- 「決済日」とは、本項に規定する金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日（営業日に限る。）をいう。
- (2) 取得の方法
- 当社は、本項に規定する金銭対価の取得を行う場合にあつては、取得日の1か月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主等に対して、取得日を通知するか、又は公告しなければならない。
- 1 7. 株式の併合又は分割等
- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行わない。
- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

と同種の株式（以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」という。）を、それぞれ同一の持分割合で交付する。ただし、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、（a）株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額（ただし、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。）及び（b）当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）とする。

18. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

19. 上場

第1回社債型種類株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定している。

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第1回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、第1回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 取得格付

第1回社債型種類株式について、以下の信用格付を各信用格付業者から条件決定日付で取得する予定である。

BBB（株式会社格付投資情報センター）

BBB+（株式会社日本格付研究所）

22. 上記各項のほか、公募による第1回社債型種類株式発行に関し取締役会の承認を要する事項は、今後取締役会において承認し、その他公募による第1回社債型種類株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役副社長に一任する。また、上記第10項第（2）号（i）に記載の仮条件が今後変更される場合は、その変更について代表取締役副社長に一任する。

23. 上記については、金融商品取引法に基づく発行登録追補書類の提出を条件とする。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. 本募集による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 (2026年4月30日現在)	普通株式	437,143,500株
	第1回社債型種類株式	0株
	合計	437,143,500株
本募集による増加株式数	第1回社債型種類株式	20,000,000株
本募集後の発行済株式総数	普通株式	437,143,500株
	第1回社債型種類株式	20,000,000株
	合計	457,143,500株

2. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本社債型種類株式の発行による手取概算額 194,000,000,000 円については、2028年3月末までに全額を、エアバスA350型やボーイング737-8型などの最新鋭機材の購入に係る設備投資資金の一部に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

当社の連結業績に与える影響は軽微であり、今期の業績予想に変更はありませんが、前記「本資金調達等の背景と目的」に記載のとおり、今回の資金調達は当社の中長期的な成長と財務基盤の強化に資するものと考えます。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの還元を経営の最重要事項のひとつとしてとらえており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保を確保しつつ、継続的・安定的な配当に加え、自己株式の取得を柔軟に行うことで、株主の皆さまへの還元を積極的に行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

本社債型種類株式については、発行要項に従い、1株当たりの発行価格相当額にブックビルディング方式と同様の方式に基づいて条件決定日に決定される配当年率を乗じて算出される額の配当金を支払います。

(3) 内部留保資金の使途

当社は、不確実性の高い経済環境下における想定外の外部環境変化にも備え、社会インフラ企業として安定した経営を維持しつつ、事業戦略の推進に向けた財務基盤の強化の実現を目指します。そのため、内部留保確保、成長投資への活用、継続的・安定的な配当に充当してまいります。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
基本的1株当たり当期利益	78.77円	218.61円	245.09円	306.96円
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	25.00円 (-)	75.00円 (30.00円)	86.00円 (40.00円)	96.00円 (46.00円)
実績配当性向	31.7%	34.3%	35.1%	31.3%
親会社所有者帰属持分当期利益率	4.3%	11.1%	11.4%	12.2%
親会社所有者帰属持分配当率	1.4%	3.8%	4.0%	4.0%

- (注) 1. 数値は、国際会計基準(IFRS)により作成された連結財務諸表に基づいています。なお、その他の資本性金融商品である第1回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)及び第2回利払繰延条項・任意償還条項付無担保永久社債(清算型倒産手続時劣後特約付)の所有者に対する分配(利払い)を基本的1株当たり当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益に含めて計算しています。
2. 実績配当性向は、1株当たり配当額を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。
3. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、決算期末の親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分(期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり配当額を1株当たり親会社所有者帰属持分(期首と期末の平均)で除した数値です。
5. 2026年3月期の配当額について、2026年4月30日付「決算短信〔IFRS〕(連結)」にて、1株当たり96.00円(うち1株当たり中間配当額46.00円)とする旨を発表しております。2026年3月期の配当額は、2026年6月23日開催予定の当社定時株主総会の決議を条件として決定されます。
6. 2026年3月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
始 値	2,594円	2,916.0円	2,577.0円	2,649.0円
高 値	3,205円	2,934.0円	3,272円	2,734.0円
安 値	2,494円	2,088.0円	2,205.0円	2,439.0円
終 値	2,917.5円	2,556.5円	2,559.5円	2,465.5円
株価収益率(連結)	13.3倍	10.4倍	8.3倍	-

- (注) 1. 2027年3月期の株価については、2026年4月28日(火)現在で表示しております。
2. 株価収益率(連結)は決算期末の株価(終値)を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値であります。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

II. 資本金及び資本準備金の額の減少について

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、上記「I. 公募による第1回社債型種類株式の発行について」に記載のとおり、本募集を本日付で決議していますが、これを踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、本募集による第1回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）を決議しました。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

97,500,000,000円

なお、本募集により、資本金の額が97,500,000,000円増加しますので、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

97,500,000,000円

なお、本募集により、資本準備金の額が97,500,000,000円増加しますので、効力発生日後の資本準備金の額は当該効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第3項並びに会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議 2026年4月30日（木）

債権者異議申述公告 2026年5月1日（金）

債権者異議申述最終期日 2026年6月1日（月）

効力発生日 2026年6月3日（水）から2026年6月5日（金）までの間のいずれかの日。ただし、本募集による本社債型種類株式の発行に係る払込期日と同日とする。

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金を「その他資本剰余金」の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はありません。

以上

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。